

政令第 号

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市計画法施行令の一部改正）

第一条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「による」を「第一条に規定する」に改め、「専修学校及び各種学校」を削る。

第七条の五の見出しを「（再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画において定める施設）

」に改め、同条中「第十二条の五第四項第二号」を「第十二条の五第五項第二号」に改める。

第七条の六中「第十二条の五第六項第二号」を「第十二条の五第七項第二号」に改める。

第七条の七第一号中「第十二条の五第四項第二号」を「第十二条の五第五項第二号」に改め、同条第二

号中「再開発等促進区」の下に「及び開発整備促進区」を加え、同条第三号及び第四号中「再開発等促進

区」の下に「又は開発整備促進区」を加える。

第十四条の二の表地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）の項第三号中「再開発等促進区」の下に「又は開発整備促進区」を加え、同号ロ中「第十二条の五第四項第二号」を「第十二条の五第五項第二号」に改め、同項第四号中「再開発等促進区」の下に「及び開発整備促進区」を加え、同項第五号中「再開発等促進区」の下に「又は開発整備促進区」を加え、同項に次の一号を加える。

七 法第十二条の十二に規定する開発整備促進区における地区整備計画の区域において誘導すべき用途及び当該誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域

第十九条の見出しを「（許可を要しない開発行為の規模）」に改め、同条第一項ただし書中「（指定都市等）」の下に「（法第二十九条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）」を加え、「第二十九条第一項第四号」を「第三十三条第六項」に改め、「第三十一条」を削る。

第二十一条の見出し中「法第二十九条第一項第三号の政令で定める」を「適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない」に改め、同条中「公益上必要な」を削り、同条第四号中「第二条第五項」を「第二条第一項に規定する鉄道事業若しくは同条第五項」に改め、同条第二十九号を同条第三十

号とし、同条第二十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十五号中「市町村、」を「国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等をいう。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）、」に、「庁舎、研究所その他」を「研究所、試験所その他の」に改め、「建築物」の下に「で次に掲げる建築物以外のもの」を加え、同号に次のように加える。

イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物

ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設である建築物

ニ 多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域の周辺において居住している者の利用に供するものを除く。）で国土交通省令で定めるもの

ホ 宿舎（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。）

第二十一条第二十五号を同条第二十六号とし、同条第二十四号を同条第二十五号とし、同条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第二十二号中「市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、都の特別区を含む。以下この条において同じ。）」を「地方公共団体」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十一号を同条第二十二号とし、同条第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館の用に供する施設である  
建築物

第二十二条の見出しを「（開発行為の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）」に改め、同条中「第二十九条第一項第十二号」を「第二十九条第一項第十一号」に改める。

第二十九条の八の見出しを「（開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の基準）」に改め、同条中「第三十四条第八号の四」を「第三十四条第十二号（法第三十五条の二第四項において準用

する場合を含む。）」に改め、同条を第二十九条の九とする。

第二十九条の七の見出しを「（法第三十四条第十一号の土地の区域を条例で指定する場合の基準）」に改め、同条中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第二十九条の八とする。

第二十九条の六の見出しを「（市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當な建築物等）」に改め、同条中「第三十四条第八号」を「第三十四条第九号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當な」を削り、同条を第二十九条の七とする。

第二十九条の五の見出しを「（危険物等の範囲）」に改め、同条第一項中「第三十四条第七号」を「第三十四条第八号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「第三十四条第七号の市街化区域内において建築し、又は建設することが不適當な」を「第三十四条第八号の政令で定める」に改め、「として政令で定めるもの」を削り、「第十二条に規定する」を「第十二条第一項の」に改め、同条を第二十九条の六とする。

第二十九条の四の次に次の一条を加える。

(主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物)

第二十九条の五 法第三十四条第一号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める公益上必要な建築物は、第二十一条第二十六号イからハマまでに掲げる建築物とする。

第三十条の見出しを「(区域区分に関する都市計画の決定等の際土地等を有していた者が開発行為を行うことができる期間)」に改め、同条中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三十一条を削り、第三十一条の二を第三十一条とする。

第三十四条の見出しを「(その開発行為が行われた土地の区域内における建築物の新築等が建築等の許可を要しないこととなる開発行為)」に改め、同条中「第四十三条第一項第五号」を「第四十三条第一項第四号」に改め、同条第一号中「第十号」を「第九号」に改める。

第三十五条の見出しを「(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)」に改め、同条中「第四十三条第一項第六号」を「第四十三条第一項

第五号」に改める。

第三十六条第一項第三号イ中「第八号の二」を「第十号」に改め、同号ロ中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改め、同号ニ中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改める。

第三十六条の二の見出し中「通常」を「市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可を要しない通常」に改める。

第三十六条の三中「都の」を削る。

第三十八条の二の見出し中「通常」を「施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可を要しない通常」に改める。

第三十八条の四第三号中「第十二条の五第六項第三号」を「第十二条の五第七項第三号」に改める。

第三十八条の五の見出し中「通常」を「地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常」に改める。

第三十八条の七の見出しを「（建築等の届出を要しないその他の行為）」に改め、同条第二号に次のように加える。

ニ 法第十二条の十二に規定する開発整備促進区における地区整備計画の区域において誘導すべき用途及び当該誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域

第三十八条の七第四号中「第二十九条第三号」を「第二十九条第一項第三号」に改める。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三百三十条中「第四十八条第十三項」を「第四十八条第十四項」に改め、同条第一号中「第十三項」を「第十四項」に、「第十四項」を「第十五項」に改める。

第三百三十条の八の二を第三百三十条の八の三とする。

第三百三十条の八の次に次の一条を加える。

(第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途)

第三百三十条の八の二 法別表第二(ハ)項第六号及び(イ)項第七号(法第八十七条第二項又は第三項において法

第四十八条第六項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める用途は、場  
外勝舟投票券発売所とする。

2 法別表第二(ロ)項第六号及び(ハ)項(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。

第三百三十条の九の二中「別表第二(ロ)項第四号」を「別表第二(ロ)項第三号」に改める。

第三百三十六条の二の五第一項第一号イ中「再開発等促進区」の下に「及び開発整備促進区」を加え、同号口中「再開発等促進区」の下に「又は開発整備促進区」を加える。

第三百三十七条、第三百三十七条の七及び第三百三十七条の十二第四項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第三百三十七条の十八第一項ただし書中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第二項第一号ハ中「若しくは第三号」を削り、同項第二号及び第三号中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第三百三十八条第三項及び第四百十四条の二の二中「第十二項」を「第十三項」に改める。

(駐車場法施行令の一部改正)

第三条 駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「入口」の下に「に関する技術的基準」を加え、同条第一項中「自動車の出口（）」を「法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（）」に、「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「は、次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない」を「に関するものは、次のとおりとする」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分

ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分

ハ 小学校、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園

施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

## 二 橋

ホ 幅員が六メートル未満の道路

へ 縦断勾配こうぱいが十パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応

じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めこまその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。） 一・三メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル

第七条第二項中「前項の」を「前項第一号の」に、「同項各号」を「同号イからへまで」に改め、同項第一号中「前項第一号」を「前項第一号イ」に改め、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「第四項から前項まで」を「第一項第二号から第五号まで」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条を次のように改める。

（車路に関する技術的基準）

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

一 自動車が行滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。

二 自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハまでに定める幅員とすること。

イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 二・七五メートル（前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル）以上

ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。） 三・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル）以上

ハ その他の自動車の車路又はその部分 五・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル）以上

三 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下

同じ。)である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。

イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること。

ロ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を五メートル以上の内法半径<sup>のり</sup>で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法半径<sup>のり</sup>で回転させることができる構造）であること。

ハ 傾斜部の縦断勾配<sup>こう</sup>は、十七パーセントを超えないこと。

ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「及び第十二項ただし書」を、「第十二項ただし書及び第十三項ただし書」に改める。  
る。

第三条第一項第二号中「第十二項」を「第十三項」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

第五条 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、

第四十三条第一項第一号」を「第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第六条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「再開発等促進区」の下に「及び同条第四項に規定する開発整備促進区」を加える。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第七条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令

第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書」を「第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」に、「第四

十三条第一項第一号」を「第四十三条第三項」に、「並びに第五十八条の六第一項」を「及び第五十八条の六第一項」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正)

第八条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書」を「第三十四条の二第一項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」に、「並びに」を「及び」に改める。

(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第九条 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十条第一項第一号並びに」を「第三十四条の二第一項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十三条第三項及び」に改める。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第十条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「及び第十二項ただし書」を「、第十二項ただし書及び第十三項ただし書」に改める。

(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令(平成十年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十二号まで」を「第二十九条第一項各号」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第十二条 次に掲げる政令の規定中「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書」を「第三十四条の二第一項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」に、「第四十三条第一項第一号」を「第四十三条第三項」に改める。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第十号

二 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第三十四条第一項第九号

#### 附 則

この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月三十日）から施行する。ただし、第三条の規定は、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十一月三十日）から施行する。

## 理由

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県知事がその市街化調整区域に係る開発行為について開発許可をすることができる主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物として、学校教育法第一条に規定する学校を定める等関係政令の規定を整備する必要があるからである。